

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007-1447
 編集責任者 中嶋 博
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1989年7月25日発行
 第21巻 第7・8合併号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.21 No.7・8 合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

高齢化というオオカミが来るのか？

Does The Young Pay For The Old, Or For Himself ?

理事 潮見 憲三郎

Director, Mr. Kenzabro Siomi

「老人何人を若者何人が養う・・・」という言い方が流行している。もとはカーター大統領任命の「年金政策諮問委員会」の1981年の報告書。ベビーブーム世代が高齢化する21世紀に年金負担が過重になると警告した。それを受けて、NYタイムズが早速こう書いた「いま65歳以上の老人1人に若年勤労者5人。それが2020年には3.5人になる」と(1981)。以後、世界中で、マスコミや政府筋が数字だけをそれぞれ自国向きに入れ換えて、ひとつ覚えの節回しの「替え歌」を大合唱中、というわけだ。

この節回しには、奇妙な点がある。一つ・若年勤労世代は子供も扶養しているのに、その要因が計算から除かれている。子供の出生率は先進諸国で劇的に低下している。現に、子供を含めると(いわゆる総扶養率)、先進諸国での負担は途上諸国でのそれよりずっと低いのだ。

二つ・扶養負担は上がりっぱなしではない。アメリカの「非労働人口vs労働人口」の長期計算によれば、現行通り65歳年金受給開始が続くとして1980年の比率127.0は2050年に85.5へ、もし68歳受給開始に制度を改めれば76.8へ下がるだろう(Adamchak / Friedman)。

三つ・「養う」と言うが、実は、現代の社会保障の論理に従って言い換えれば、それは若年層が他ならぬ自分の老後の準備をするという意味だ。若いときの消費・所得の老後への繰り延べ。従って、そこでの問題は「いつ自己負担するか」、ギリギリか蟻か、という選択の問題なのだ。この自分のための厳しい選択という視点が「老人を養

う」という文脈には欠け落ちている。

スウェーデンの総人口の17パーセントは65歳以上だ。その準備は1930年代に始まった。人はいつか必ず老いて働けなくなる。その生活費は若年層が引き受けよう。その若年層が老いたら子供たちに引き受けてもらおう。順送りに・・・。

この仕組みがうまく行くための保険数理上の条件は、全国民を平等な加入者として全体システム化し、大きな資金源をもつことだ。そうすれば、重い税金で「養ってやる」のではなく、若いときの所得の一部を、みんなでみんなの老後のために繰り延べるのだ、と実感できるだろう。

わが国の仕組みは「部分福祉システム」だ。みんなでちょっぴりずつ出し合って、気の毒な人に恵んでやろう。「限られた財源を真に救済を必要とする人々のために重点的に」(臨調第一次答申)。この考え方は、実は、例えば明治七年の太政官通達のそれにそっくり似ている。それで、21世紀のオオカミにうまく対応できるだろうか。

目次

高齢化というオオカミが来るのか？	
.....潮見 憲三郎	1
スウェーデン氏名法	2
(ニュース)	
中嶋博教授 名誉教育学博士号授与	3
SIPニュース	3
(資料一覽)	
Institutet för Social Forskning	5

スウェーデン氏名法

Name Law

神戸大学大学院法学研究科 坂本オロフソン優子

Ms. Yuko Sakamoto-Olofsson

スウェーデンでは国民総背番号制が導入され、身分証明事項に関して個人の氏名よりもはるかに重要な意義を有していることは周知のごとくである。しかし、個人の標識としての氏名は今なおその役割を失ってはいない。

スウェーデンでは氏名法 (Namnlag) が存在し、氏名の取得、喪失、変更等につき詳細な規定が置かれている。1963年の旧氏名法は、婚姻時に妻は夫の氏を取得する旨が規定され、例外的に夫の氏の直前に旧姓を残す方法 (例えば、Eva(妻の名) Jansson(妻の旧姓) Andersson(夫婦の共通の氏)) を認めていた。しかし、この規定は両性の平等に明らかに反するものであることが指摘され、夫婦は他方配偶者の氏を取得するにあたって平等の権利を持つべきであるという理念から、現行氏名法 (1983年改正) は、婚姻時の夫婦の氏取得に関し、以下の3つの選択方法を認めている。その1は、夫の氏を夫婦の共通の氏とすること。その2は、妻の氏を夫婦の共通の氏とすること。その3は、各自が婚姻前の自己の氏を保有することである。前二者の場合、他方配偶者の氏を共通の氏として取得した者は、婚姻前の自己の姓を「中間姓 (mellannamn)」として共通の氏の直前に称することができ、このことは妻だけでなく夫にも適用されるようになった。また、婚姻締結時に夫婦各自が異なる氏を称することを選択した場合であっても、婚姻中他方配偶者の同意を得て、戸籍管掌当局へ届出することにより、自己の氏を他方配偶者の氏に変更することができる。逆に、夫婦の一方の氏を選択した場合であっても、婚姻前の旧姓を復活させることができる。このように、夫婦の氏に関しては極めて柔軟な規定が置かれており、夫婦が異なる氏を称している場合、外見上同棲者との区別は不可能となる。

では、子の氏はどのように取得されるのであろうか。父母が共通の氏を称している場合、子は自

動的にその氏を取得する。父母が異なる氏を称している場合 — 婚姻の有無に関係なく —、先に生まれた兄又は姉の称している氏を取得する。兄弟がいなくは、子の出生後三ヶ月以内に届出られた父母どちらかの氏又は父母どちらかの旧姓が子の氏となる。

例：父母は婚姻関係にない。父はAndersson、母は前婚の共通氏Larssonを保有している。二人の間に生まれた子は母の旧姓Lundbergを称し、父の連れ子は実母の氏Svenssonを称している。

このように一家全員の氏異なることも起こりうるのである。

次に名の変更に関して触れておこう。複数の名がある場合、その順番の変更あるいは一部の名の削除・追加が可能である。また、発音が変わらない限り、字の綴りの変更は常に許される。さらに、氏名法に規定されている名の変更基準は、本人にとって支障をきたす名又は明らかに名として不適当な名などが挙げられている。

以上のように、現行氏名法はかなり広範な氏名変更の可能性を認めており、実際にこの可能性を享受する者は数多い。しかし、氏名共に変更した場合でも、個人番号を変更することはできず、この場合、以前と全く異なる氏名を有する者が同一人物であるのかどうかという身分証明の煩雑さの問題が生じうる。また、氏名を変更した者はその旨を各役所に通知しなければならないし、友人、親戚にも知らせなければならない。氏名変更が社会生活の中に定着するには相当の時間を要することになる。

総じて、従来家族の共同性の象徴であった氏は徐々にその意義を失いつつあり、何世代か後には多かれ少なかれ氏の有していた一族内の連帯意識は失われることが予想される。個人主義の徹底したスウェーデンではあるが、この点につき、現行氏名法に対する批判がないわけではない。

中嶋博教授に名誉教育学博士号授与

当研究所顧問中嶋博早稲田大学教授には、去る6月7日付にて、マルタに本部を置く、国際大学財団 (International University Foundation) より、名誉教育学博士 (Ed. D. (Hon.)) の学位が授与された。

この称号の授与は、日本人に対しては極めて異例のことにて、心より祝意を表する次第である。

< S I P ニュース >

政府の貿易政策声明：

スウェーデンの対外貿易 — 西欧に重点を置きつつ東欧との協調増大を希望

5月初めに、国会に提出された貿易政策に関する政府声明の骨子次の通り。

「うまく機能する多国間貿易制度が戦後徐々に現出してきており、スウェーデン政府としては全世界的な貿易政策協力を強力に擁護、発展させていくつもりである。このことを背景とすると、自由貿易へのさらなる脅威を避けるためには強い国際上の法的わく組が非常に重要となってくる。なぜなら、弱小国と貿易相手となる大国との関係においてはそれが小国の利益を擁護する機会を提供するからである。

1988年度に243億クローナ (邦価約6,075億円) の黒字を示したスウェーデンの対外貿易は対西欧貿易に非常な重きを置いており、現在、ますますその傾向が強まりつつある。障壁の除去作業 — 経済及び商業部門はもちろん、社会、政治、文化、科学等の分野における — と西欧の統合強化は相もかわらずスウェーデンの主たる目標である。同時に、東欧との接触の増加も我国の関心を寄せるところである。因みに、東欧の様々な地域における改革の過程は強調増大への希望を鼓舞するものである。スウェーデンはまた、米の新しい包括的貿易法の履行 (とりわけ、市場開放といわゆる不公平な貿易の排除のための措置) に従う意志がある。

スウェーデンのような国にとって、ガット (関税と貿易のための一般協定) は重大な役割を演じており、とりわけ現行のウルグアイラウンドも非常に重要な意味合いを持つものである。熱帯生産物の分野 — 多くの発展途上国が非常に関心を持つ優先的の分野 — において、スウェーデンは関税引下げによって貿易を促進することを約束し、国会に関税法の修正法案を提出した。とりわけスウェーデンは農業交渉の範囲内での進歩を歓迎するものである。我国はまた、サービス貿易の国際法創造の努力及び貿易に関する知的所有権 (例えば、特許、著作権、商標等) に少なからぬ優先権を与えている。

西欧の統合の問題についてだが、政府の作業はヨーロッパ共同体域内市場による影響を被る地域におけるスウェーデン及びEC諸国の供給に関して互いの調和を保つこと、EFTA及びEC諸国間協力の発展のための目標と計画の設定、スウェーデンの利益のための統合西欧市場における平等な待遇の実現等に焦点をあてて進められることとなろう。また、社会次元及び研究、教育、環境、消費者保護といった分野への協力の範囲拡大にも重点が置かれるであろう。

対発展途上国貿易に関しては、スウェーデンは次のようなことを留意する必要があるであろう。すなわち、一概に発展途上国といっても、国によって発展の段階に差異があり、経済構造も多種多様である。例えば、国際的な貿易規制のわく組内に包含されうるような発展の段階に達している国ならば、それらは工業諸国と同様の義務を果すことができると同時に、同様の利益の割当を得ることとなるであろう。

スウェーデンは発展途上国が工業諸国の市場においてその生産品を販売する可能性を伸ばすべくガット (GATT) 及びアンクタッド (UNCTAD) に積極的に関わると共に、それらの国々自身が関税を引下げ、不必要な輸入制限を撤廃することを要求している。また、最貧国に関してだが、スウェーデンはより安定的な商品市場を実現するための多国間作業に参加しており、GSP制度のわく組内で、それらの国々に特別利益を与えることを受け入れている。

第1四半期の貿易黒字、90億クローナ強

公式報告によると、1989年度第1四半期におけるスウェーデンの対外輸出は昨年同期比で14%増の830億クローナ（1兆7,430億円）であった。なお、同期の輸入は737億クローナ（1兆5,477億円）で、1988年度第1四半期に比して9%の増加であった。

よって、貿易黒字は昨年1-3月期の52億クローナ（1,092億円）から93億クローナ（1,953億円）に増加した。ただし、この改善のおよそ半分は1988年度初めの労働争議の結果、昨年度第1四半期の輸出が減少したことによるものである。

本年第1四半期の石油輸入が輸入全体に占める割合は昨年同期と変わらず約6%であった。なお、量的には同期の原油輸入は3%減の340万トンであった。ただし、石油精製品の輸入量は昨年と変わらず、160万トンであった。

(S I P 149/89)

スウェーデン、動植物への遺伝子工学の応用を再検討

農業省が発表したところによると、遺伝子工学の研究、その開発並びに動植物への実際的応用をテーマにスウェーデンにおいて同分野に関する再検討が行なわれることになったという。同研究は倫理的、生態学的様相にも十分に注意した上で、遺伝子工学の動植物への応用に包含される潜在的な可能性並びに危険に関する説明を含むものとなる。

現行法の下でも、政府は遺伝子工学の動物への利用を禁止もしくはそれに際しての条件を提示することができるが、目下、農業省において、同様の規制を植物にも適用しようという案が出されている。

スウェーデンの様々な機関及び団体がこの問題に関与しており、それらの活動もまた再検討される見込みである。さらに、考えられる構造的変化の必要性も研究されることになっている。既に、北欧協力のわく組内で、共同の生物学プログラムが開始され、北欧閣僚協議会が生物学における倫理のための特別委員会を設立した。今回の再検討作業の概要は同委員会及び当該機関と密接な関係をもちながら推進されることになる。同作業の終了予定期限は1989年10月である。

(S I P 138/89)

スウェーデンの外人所有会社2,500社の被雇用者数は19万5,000人

中央統計局の調査によると、1988年度現在のスウェーデンの外人所有企業は2,500社で、その総従業員数は19万5,000人であった。なお、これは我国の商工業における総雇用の9%に相当する。

1980年来、外人所有企業の被雇用者は8万1,000人増え、その総雇用に対する割合も6%から9%に増加した。なお、この増加分のおよそ半数が1988年度に雇用されており、同年はスウェーデンとスイスの合併グループアセア・ブラウン・ブーベリー（ABB）の操業形態が外人所有として統計に載せられた年である。ただし、同グループの50%はスウェーデンのアセア社（ASEA AB）の所有である。スウェーデンにおけるABBの操業は全部で100社の経営を包含し、その総雇用数は我国の総雇用の1.5%—3万2,500人に及ぶ。

外人所有企業の約半分が卸売り業務に従事しており、また4分の1が工業に従事している。しかしながら、工業関連企業の雇用者が11万7,000人と雇用全体の60%をも占める。卸売り企業の雇用者は3万6,000人で、対全体比は18%である。

一方、スウェーデンの工業関係企業主要80社の海外子会社の従業員数は1980年度～1984年度まで32万

人でほぼ一定していたが、以来、10万人程増加し、1988年度現在で42万3,000人に達した。

1988年度のスウェーデンへの移民は1970年来最高の5万1,100人

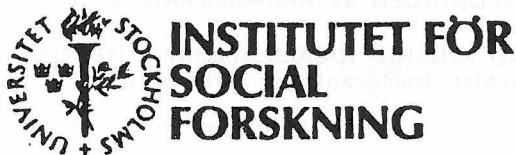
中央統計局の発表によると、1988年度のスウェーデンへの移民は17%増の5万1,100人で1970年来の最高であった。また、海外への移民はやや増(800人)の2万1,500人であった。結果的に、実質移民数は1987年度より7,600人多い2万9,600人であった。

1976—1985年にかけて毎年1万5,000人から1万9,000人への移民を送り込んできた北欧地域以外の国々からの移民は1986—87年度期に2万8,000人に増加、1988年度には、さらに増え3万3,000人となった。なお、1987年の1万3,700人から1988年の1万6,300人へと最大の増加を遂げたのは中東—主としてイラン、レバノン、トルコ等—及びその他のアジアの国々からの移民であった。

近隣の北欧諸国からの移民は1988年は1万1,500人であった。また、その他のヨーロッパ諸国からの移民は1万600人であったが、この内訳は以下の通り。ポーランドからの移民—1,700人、ルーマニアからの移民—1,400人、ユーゴスラビアと英国からの移民—各1,200人。また、スウェーデンへの帰国者は6,600人であった。

1988年度の海外への移民の45%(9,600人)がスウェーデン人であったが、彼らの大半がノルウェー、米国、フィンランドに移住していった。

(S I P 151/89)



- 7/1987 SOCIAL WELFARE IN ECONOMICALLY ADVANCED COUNTRIES: SOCIAL SERVICES AND SOCIAL SECURITY IN SWEDEN* by Sven E Olsson. Paper prepared for Dixon, J. & Scheurell, R. (eds), Social Welfare in Developed Market Countries, Croom Helm Publishing House Ltd, London, forthcoming 1988
- 8/1987 LOCAL JOB CREATION PROGRAMS FOR YOUTH IN SWEDEN by Kjell Sehlstedt & Lena Schröder
- 9/1987 ARBETARFÖRBUNDENS MEDLEMSUTVECKLING I SVERIGE 1900-1985 av Hjördis D'Agostino
- 10/1987 SWEDEN: TRANSFERS AND PROGRAMS An Institutional Social Policy against the Life Cycle of Poverty by Robert Erikson and Johan Fritzell
- 11/1987 SYSTEMS OF FINANCING LABOR MARKET POLICY: AN INTERNATIONAL COMPARISON by Günther Schmid
- 12/1987 MONITORING AND ADDITIONAL WAGES IN LABOUR EXTRACTION by Mahmood Arai
- 13/1987 THEFT CRIMINALITY AND ECONOMIC GROWTH by Thor Norström
- 14/1987 ALCOHOL AND SUICIDE IN SCANDINAVIA by Thor Norström

- 15/1987 CONTRACTUALLY DETERMINED INSURANCE SCHEMES FOR
MANUAL WORKERS by Per Gunnar Edebalk and Eskil Wadensjö
- 1/1988 SWEDISH EMIGRATION TO THE UNITED STATES RECON-
SIDERED by Thor Norström
- 2/1988 REAL WAGES, ALCOHOL CONSUMPTION AND MORTALITY IN
SWEDEN, 1861-1913 by Thor Norström
- 3/1988 LIFETIME REDISTRIBUTION OF SOCIAL INSURANCE IN
SWEDEN: Intra and intergenerational effects by Ann-Charlotte
Ståhlberg
- 4/1988 VÄGAR IN I ARBETSLÖSHET av Bo Enegren
- 5/1988 POLITIK OCH EKONOMI I PENSIONSFÖRSÄKRINGEN. Det
finska pensionssystemet i ett jämförande perspektiv av Olli
Kangas
- 6/1988 PRICING, PRODUCTION, INVESTMENT AND MARKETING IN
OLIGOPOLISTIC INDUSTRIES by Ante Farm
- 7/1988 DERIVING RELATIVE RISKS FROM AGGREGATE DATA. WITH
AN APPLICATION TO THE RELATIONSHIP BETWEEN UNEM-
PLOYMENT AND SUICIDE by Thor Norström
- 8/1988 CLASS POSITION AND HEALTH: SOCIAL CAUSATION OR
SOCIAL SELECTION? By Olle Lundberg
- 9/1988 PENSIONSSYSTEMETS INVERKAN PÅ HUSHÄLLENS SPARANDE.
BILAGA TILL SPARUTREDNINGEN av Ann-Charlotte Ståhlberg
- 10/1988 CHALLENGED FAMILY AND KINSHIP IDEALS: Family crisis and
social networks among Turkish immigrants by Aylın Akpınar
- 11/1988 THE USE OF AGGREGATE DATA IN ALCOHOL EDIPEMIOLOGY
by Thor Norström
- 1/1989 INEQUALITY IN HEALTH - SOME THEORETICAL AND
EMPIRICAL PROBLEMS by Denny Vågerö
- 2/1989 POLITICS AND CLASS MOBILITY: Does Politics Influence Rates
of Social Mobility? by Robert Erikson
- 3/1989 PUBLIC AND PRIVATE PENSIONS: The Scandinavian Countries
in a Comparative Perspective by Olli Kangas and Joakim Palme
- 4/1989 CAUSAL EXPLANATIONS FOR CLASS INEQUALITY IN HEALTH
- An Empirical Analysis by Olle Lundberg
- 5/1989 A SWEDISH CLASSIFICATION INTO SOCIAL CLASSES BASED
ON CENSUS INFORMATION AND COMPARABLE TO THE
BRITISH CLASSIFICATION - A PROPOSAL by Petra Otterblad
Olausson and Denny Vågerö

(上記の資料はThe Swedish Institute for Social Research より)
(定期的に寄贈されたものでありますが、ご要望の方にはコピーをお
送りいたします — 事務局より)